

フラワーデモ

FLOWER DEMO



フラワーデモは性暴力を許さないという声を上げ、
社会を変えていくためのデモです。

私たちは、性被害当事者との連帯と性暴力の根絶を求め、
毎月11日全国の街頭に集まっています。

フラワーデモのきっかけとなった 4件の無罪判決

2019.3.12 福岡地裁久留米支部
社会人サークルの飲み会で、酩酊した女性に対して男性が性交に及んだ事件。裁判所は女性が抵抗できなかった状況を認めながらも、男性が「女性の合意があったと勘違いしていた」ことを理由に無罪。
→2020.2.5 福岡高裁で逆転有罪(2021.1.11 現在、上告中)

2019.3.19 静岡地裁浜松支部
コンビニ帰りの女性に外国人男性が口腔性交させた強制性交致傷事件。裁判所は女性の抵抗が難しかったことは認めながらも、男性が気づくほどには激しく抵抗しなかったとして無罪。
→検察は控訴せず、無罪が確定。

2019.3.26 名古屋地裁岡崎支部
19歳の長女に対して実父が長年にわたる性虐待を行っていた事件。裁判所は性虐待を認めながらも娘は父親に「逆らうことができた」として無罪。
→2020.3.12 名古屋高裁で逆転の有罪判決。その後最高裁に上告されたが棄却され、有罪が確定。

2019.3.28 静岡地裁
12歳の娘に対し実父が性的虐待を行なった事件。娘の証言は信用できないとし、「狭い家で他の家族が気づかなかったとは不自然」として、性虐待の事実自体が認められなかった。
→2020.12.21 東京高裁で一審の判断は不合理だとされ、逆転の有罪判決。

フラワーデモってなに？ どうして始まった？

フラワーデモは、2019年3月に続いた性暴力事件への無罪判決をきっかけに、不当判決と性暴力に抗議するために始まりました。2019年4月11日に東京・行幸通りで行われた最初のデモには、500人以上の人が集まり、スピーチが途切れることなく2時間続きました。その後、1年間で全国47すべての都道府県に運営組織ができ、フラワーデモは多くのメディアに取り上げられ、性暴力にまつわる報道は確実に増えました。2020年、政府が出した「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」においてフラワーデモが言及され、フラワーデモのきっかけとなった4件の無罪判決は1件を除きすべてが逆転有罪となりました。私たちの声が、社会、政治、司法に届いています。

どんなことをする？ なぜ「花」なのか？

地域によって活動の形はさまざまですが、主にスピーチや、プラカードを持って街頭に立ち、性暴力に抗議します。スピーチでは自分の性被害を語る人もいます。これまで性被害者は「泣き寝入りしてきた」とよく言われますが、そうではありません。被害者はこれまでも声を上げてきましたが、社会にその声が聴く力がなかったのです。フラワーデモは被害者に寄り添う#WithYou(あなたと共に)の気持ちを込め、そして社会に聴く力を求めて、花や花のモチーフを身に付けて集まっています。※2021年1月現在、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、街頭でのデモは休止している地域もあります。

ど
ん
な
人
が
主
催
し
て
い
る
？



フラワーデモを最初に呼びかけた発起人は、作家の北原みゆりと編集者の松尾亜紀子らです。その後、全国の女性たちから「自分の街でも開催したい」と次々に声が上がりました。全国各地でDVや性被害者への支援活動を続けてきた女性たちが主催することもありますし、これまでにデモ等の運動に参加したことがなかったという主催者も多くいます。それでも自分の街でフラワーデモを開催したいと望むのは、性暴力が自分たちの生活の場で起きる問題だからです。また、フラワーデモは、特定の団体・政党ではなく個人としての主催や参加を原則としています。世代や団体を超えて協力しあっている地域が多いのも特徴です。フラワーデモの全国主催者はグループLINE等で繋がり日々悩みや問題を共有しています。また、年に数回ミーティングや、刑法やジェンダーの勉強会を行っています。

誰でも参加できる？ 参加者にルールはある？

フラワーデモは参加者みんなで「場所」をつくり、世論に訴える「デモ」です。誰でも参加できますが、被害者に寄り添う気持ちのない方、性差別を目的とした参加は認められません。また、参加者による写真撮影や録音は一切禁止しています。

*取材するメディアの方へはルールの厳守をお願いしています(裏面参照)。

フラワーデモは女性たちがはじめた運動であると同時に、あらゆる国籍、ジェンダー、セクシュアリティの性被害当事者と連帯し、性暴力の根絶を訴える、誰もが参加できる場所です。



フラワーデモのもうひとつの目的——性暴力刑法改正



2017年、女性団体や性被害当事者の強い働きかけにより、性犯罪刑法は110年ぶりに大幅に改正されました。刑法が改正されてもなお、フラワーデモのきっかけになった性犯罪無罪判決が続いてしまったように、低すぎる性交同意年齢(13歳)、短い公訴時効(強制性交等罪10年、強制わいせつ罪7年)、暴行脅迫要件(暴行や脅迫がないと性被害と認められない)など重大な課題が残されています。近年、多くの国で暴行脅迫の有無ではなく、同意の有無を重視する法改正が行われています。それらは#MeToo運動など、性被害当事者たちの声を変えてきたものです。日本でも今、刑法改正の検討会が開かれています。フラワーデモは、性被害者の被害現実に即し、性被害を中心とした当事者の視点に立った被害者中心主義の刑法改正がなされることを強く求めます。そのため、性被害当事者を中心とした一般社団法人Springと連帯し、刑法改正に向けて私たちの声を届けていきます。

メディアの方へ

フラワーデモが全国に広がった要因のひとつとして、新聞、NHKなどの主要メディアにとどまらず、各地の地元新聞やTVニュースでデモ開催の報道が頻繁になされてきたことが挙げられます。私たちはこれからもメディアの皆さんと連帯し、世論をつつきたいと考えていますが、取材にあたっては次のルールを厳守してください。

- ・取材は事前申し込みが必須です。連絡先:koe@flowerdemo.org(フラワーデモ事務局)
- ・当日はメディアだとわかる腕章等を付けてきてください。
- ・現場は「撮影禁止エリア」や「撮影禁止時間」等、各地厳格な撮影ルールを設けていますので主催者の指示に従ってください。
- ・参加者に突然話しかけたり、取材を申し込むのはNGです。取材がセカンドレイブにならないようこちらを事前にお読みください。

「性暴力被害取材のためのガイドブック」

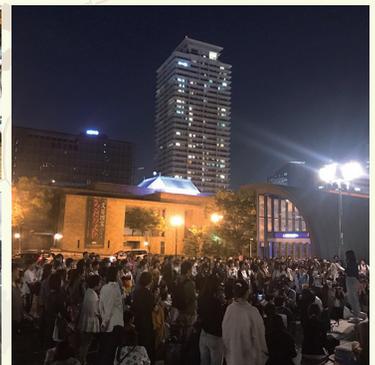
(作成:性暴力と報道対話の会)

https://siab.jp/heart/wp-content/uploads/2016/12/2016_12_01_b.pdf



「性暴力被害取材のためのガイドブック」
QRコード

※左の画像をQRコードリーダーで読み込んでください。



自分の街でも開催したいとお考えの方へ

フラワーデモの趣旨を理解し、活動を共有して下さる方であれば開催していただけます。まずは koe@flowerdemo.org までメールをください。事務局から連絡します。

*フラワーデモは個人での参加が前提で、特定の団体・政党名は一切出せません。

もっと知りたい方へ...

フラワーデモの最初の1年を記録した本
フラワーデモ編『フラワーデモを記録する』
ISBN:978-4-909910-05-9
1320円(税込)・エトセトラブックス刊
全国の書店でご注文いただけます。
Amazon他ネット書店でも販売中。

*この本の利益はすべてフラワーデモおよび、一般社団法人Springの活動費に充てられます。



フラワーデモ公式サイト: www.flowerdemo.org/ (英語サイトあり)
公式サイトでは、デモに参加できなくても声を上げられるプラットフォームとして、届いた「声」を随時発信しています。



各地のフラワーデモの様子